

令和7年3月31日

オープンカウンタ公告

1 オープンカウンタ番号及び件名

- (1) 070331-01 位置情報を利用した広告業務（山形職業能力開発促進センター）
- (2) 070331-02 リスティング広告を利用した広告業務（山形職業能力開発促進センター）

2 仕様書等の交付

仕様書等は、本公告の日から入札書提出期限の日までの間に、原則として次のとおり電子メールにより送付依頼のあった者に対し、交付する。

- (1) 宛先は yamagata-keiri@jeed.go.jp とすること。
- (2) 件名は『3月31日付公告〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号）の仕様書送付依頼』とすること。
- (3) 本文には会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

3 競争参加資格

- (1) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容を遵守する者であること。
- (2) 見積書提出期限の日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (4) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

4 仕様書等に係る質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり書面（様式は自由）により提出すること。なお、質問がない場合は下記4（2）の回答は行わないこと。

①提出期限 令和7年4月9日16時00分まで

②提出場所 下記11に同じ

③提出方法 ファックス又は電子メールにより提出すること。

※上記①の期限までに必着のこと。）

※送信後、必ず下記11に電話し、受信を確認すること。

※ファックス又は電子メールの件名は『〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号）に係る質問』とすること。（例：『060401-01に係る質問』）

- (2) 質問に対する回答は、下記 11 の担当から電子メール等により入札説明書等交付者全員に回答する。 回答日時 令和 7 年 4 月 1 6 日を予定
- (3) 見積書提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできないことから、必ず回答を確認してから見積書を提出すること。

5 見積書等の提出期限及び提出場所

(1) 提出書類

①見積書（任意様式）

②誓約書（別添）

※見積書には、記名・押印のうえ、件名、見積金額の総額（消費税等を含めた契約希望金額）及び金額の内訳を必ず記載すること。

なお、見積書のみ「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）並びに両者の連絡先（電話番号等）の記載がある場合は、押印を省略してもよいこと。

③プライバシーマーク登録証 または 情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」（ISO/IEC27001 又は JIS Q 27001）登録証の写し

④過去の広告配信業務に係る契約書類の写し

※「070331-01 位置情報を利用した広告業務（山形職業能力開発促進センター）」へ参加を希望する者は、上記 5（1）③④を提出すること。

(2) 提出期限 日時：令和 7 年 4 月 2 2 日 1 5 時 0 0 分まで（郵送は 1 2 時 0 0 分まで）

(3) 提出方法

①郵送及び持参

〒990-2161 山形県山形市漆山1954

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部総務課経理係

※郵送する場合は、書留郵便等で送付すること。

また、封筒の表面に「オープンカウンタ番号：〇〇〇〇〇〇-〇〇」及び「会社名」を記入すること。

※持参する場合は、提出場所に設置する見積書投函箱に投函して提出すること。

②電子メール

宛先 yamagata-keiri@jeed.go.jp

※提出書類はPDF形式とし、それ以外での提出は無効となることに留意すること。

※件名は「〇〇〇〇〇〇-〇〇（オープンカウンタ番号） 会社名」とすること。

（例：『060401-01（株）〇〇』）

なお、複数の案件に参加する場合は、1 案件ごとに電子メールを送付すること。

※電子メールの場合、特定のドメインを使用している等により迷惑メールに振り分けられ、メールの受信確認をすることができない可能性があるため、送信後、必ず下記 11 に電話し、受信を確認すること。

6 契約書等の作成の有無 有（請書） ※当機構が定める様式により契約締結をすること。

7 契約予定者の決定方法

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第 5 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低（売払い等の場合にあっては最高）の価格をもって見積

した者を契約予定者とする。

8 契約予定者への通知 日時：令和7年4月25日13時15分以降

9 見積結果の公表

見積結果は、契約締結後、下記11の場所において公表する。

10 支払条件

履行期限までに履行を完了し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部が指定した職員等の検査を受け当該検査に合格した後、支払うものとする。

インボイス登録事業者は適格請求書を発行すること。

なお、立替の費用が発生した場合は、請求書にあわせて立替の相手方が発行したインボイスのコピー（請求書、レシート等）を添付すること。

11 問い合わせ先

〒990-2161 山形県山形市漆山1954

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部総務課経理係

TEL：023-686-2225

FAX：023-686-2426

E-Mail：yamagata-keiri@jeed.go.jp

(別添)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部
契約担当役 支部長 別所 菜津子 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑨

070331-01 位置情報を利用した広告業務（山形職業能力開発促進センター）に
参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。

(別添)

誓 約 書

令和 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山形支部
契約担当役 支部長 別所 菜津子 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

⑨

070331-02 リスティング広告を利用した広告業務（山形職業能力開発促進センター）に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書及びオープンカウンタ参加心得書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- 4 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。
- 5 当誓約書の作成日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検、若しくは起訴されている者でないこと。